

建築物エネルギー消費性能向上計画認定手数料

(令和7年4月1日施行)

(住宅性能評価機関等による適合証の写しを添付する場合)

区 分		金 額	
建 て 方		認定の申請	変更の申請
一戸建て住宅		5,000 円/件	3,000 円/件
共同住宅、長屋、一戸建て住宅以外の住宅	300 ㎡未満	10,000 円/件	5,000 円/件
	300 ㎡以上	21,000 円/件	11,000 円/件
住宅以外	300 ㎡未満	10,000 円/件	5,000 円/件
	300 ㎡以上	17,000 円/件	9,000 円/件

(住宅性能評価機関等の技術基準証明を添付しない場合)

区 分			金 額	
建 て 方			認定の申請	変更の申請
1 戸 建 て 住 宅	仕様基準	200 ㎡未満	18,000 円/件	10,000 円/件
		200 ㎡以上	19,000 円/件	10,000 円/件
	標準計算法	200 ㎡未満	35,000 円/件	18,000 円/件
		200 ㎡以上	39,000 円/件	20,000 円/件
	仕様・計算併用法	200 ㎡未満	26,000 円/件	13,000 円/件
		200 ㎡以上	28,000 円/件	15,000 円/件
共同住宅、長屋、一戸建て住宅以外の住宅	仕様基準	300 ㎡未満	34,000 円/件	18,000 円/件
		300 ㎡以上	58,000 円/件	30,000 円/件
	標準計算法	300 ㎡未満	70,000 円/件	35,000 円/件
		300 ㎡以上	116,000 円/件	59,000 円/件
	仕様・計算併用法	300 ㎡未満	51,000 円/件	26,000 円/件
		300 ㎡以上	85,000 円/件	43,000 円/件
住宅以外	モデル建物法 モデル建物法 (小規模版)	300 ㎡未満	88,000 円/件	44,000 円/件
		300 ㎡以上	111,000 円/件	57,000 円/件
	標準入力法	300 ㎡未満	229,000 円/件	115,000 円/件
		300 ㎡以上	287,000 円/件	144,000 円/件

- ※ 法第29条第3項の複数建築物による申請を行う場合は、棟ごとに認定手数料を算出し、全ての手数料を合算します。
- ※ 申請に住宅以外の部分が含まれる場合は、住宅部分の手数料に住宅以外の部分の床面積に応じた手数料を合算します。
- ※ 当該申請に建築確認申請を同時に提出する場合は、上記手数料に建築確認申請手数料を合算して申請することができます。
- ※ 共同住宅、長屋、一戸建ての住宅以外の住宅の申請で誘導設計一次エネルギー消費量を省令第13条第3項第2号に掲げる数値とした場合には、当該住宅部分の共用部分の床面積は、手数料床面積には算入しません。